

著作物利用許諾書

新規・再提出

殿

管理運営事業者 青森県青森市浜館一丁目 14 番地 3
株式会社みちのく計画
代表取締役 間山 克子

平成 年 月 日付で申請のあった著作物の利用については、下記の通り許諾いたします。

許諾番号	著 第 号
利用許諾項目	<p>使用 定額著作権使用 複製</p> <p>刊行 公衆配信 第三者刊行物掲載</p> <p>無償 無償</p> <p>有償 有償</p>
	<p>目的：</p> <p>方法：</p> <p>利用期間：平成 30年 3月 31日まで</p> <p>貸与先：</p> <p>その他：</p>
利用（購入）する著作物	<p>青森県縮尺 1/2,500 地形図 製品番号（K-1）DMデータファイル及び同説明書 製品番号（K-2）作図データファイル</p> <p>青森県縮尺 1/10,000 地形図 製品番号（K-3）DMデータファイル及び同説明書 製品番号（K-4）作図データファイル</p> <p>事業者二次著作物 製品番号（N-1）デジタルオルソフォトデータ</p>
利用（購入）範囲 （図郭番号を記入） ライセンス数	<p>利用（購入）する範囲</p> <p>図郭枚数 () 図郭</p> <p>ライセンス数 () ライセンス</p> <p>金額合計 円（消費税込み）</p>
著作物を管理する部署	

利用許諾条件及び遵守事項

【利用許諾条件】

1. 「利用許諾」とは、本来青森県（以下、「県」という。）と株式会社みちのく計画（以下、「METAP」という。）だけが著作権者として有する著作権法上の権利を、県と METAP が承認した条件あるいは範囲内において、利用（使用）ができることを意味する。
2. METAP は、利用許諾申請者（注文者）に対して共同著作物及び事業者二次著作物を非独占的譲渡不能な使用権を許諾する。
3. 利用者は下記の利用に限り使用できるものとする。
 - （1）METAP が提供する出力図及び画像データから注文書に記載した数量の複製をする行為。
 - （2）複写機（陽画印刷機、コピー機）を用いて、地形図の図郭の全面もしくは一部を等倍または拡大縮小の複写（以下、「コピー」という。）をする行為。
 - （3）CD等から、注文書に記載した利用場所かつ数量のパーソナルコンピュータおよびサーバ等へ格納する行為。
 - （4）CAD、画面処理ソフト及びGIS等のソフトウェアを用いた地形図の閲覧、プリンター及びプロッターによる外部出力、もしくは刊行を目的としない次号に定める行為。
 - （5）利用者の二次的著作物の創作を目的とした次の著作物の利用。ただし、各種主題情報が原著物と完全に分離可能な場合、各種主題情報は利用者の独自著作物と見なす。なお、当該著作物の有償刊行は認めない。
 - ア）共同著作物及び事業者二次著作物を基図とし、その上に各種主題情報を付加して創作した著作物。
 - イ）共同著作物及び事業者二次著作物を拡大縮小編集（改変又は翻案）した著作物、及びその上に各種主題情報を付加して創作した著作物
 - （6）内部資料等としての以下の利用。
 - ア）会議用資料
 - イ）広報紙、学会誌等への掲載
 - ウ）行政書類・各種申請書類への添付
 - エ）縦覧資料、公報掲載、展示
 - オ）野外調査用ベースマップとしての利用
 - カ）国等への調査資料としての提供

【遵守事項】

1. 共同著作物及び事業者二次著作物に係る METAP の著作権を侵害した場合には、利用者が一切の責任を負うこと。
2. 申請書（注文書）に記載されている内容どおりに使用し、他の目的には使用しないこと。他の目的に利用する場合は、改めて承認を得ること。
3. 測量法及び著作権法を遵守すること。
4. 共同著作物及び事業者二次著作物から許可を得て利用者の二次又は三次著作物を作成する場合には、METAP に刊行物等の完成品の写しを一部送付すること。
5. 利用者は、共同著作物及び事業者二次著作物を適切に保管・管理するとともに、県と METAP が、無断利用の予防措置を講じていることを周知徹底し、無断利用及び外部への流出防止のための措置を行うこと。
6. 県と METAP が著作者人格権を有し、かつ未公表である情報について、県と METAP の事前の書面による同意がない限り第三者に開示または漏洩させないこと。
7. その他当該著作物に関わる契約書、承認書に付された利用条件を遵守するとともに、著作権の保護に十分配慮の上慎重に取り扱うこと。
8. 利用許諾条件のいずれかの事項に違反し、かつ速やかにその是正を行わない場合には、承認を取り消されるものとし、これにより生じた損害は利用者の負担となること。
9. 内部利用として複製物を作成した場合には承認番号及び出典を明示すること。
10. 利用者が二次的著作物又は三次著作物を作成の場合は、承認番号及び著作権者の権利を明示すること。